

鶴川地区協議会事務局業務受託候補者の募集について

公表：2026年3月2日

1 事業の経緯、契約の目的

鶴川地区協議会の活動については、役員はもとより事務局長が中心となってボランティアスタッフ等の協力を得ながら進めてきました。一方、年々事業規模を拡大してきたこともあり、近年では事務局が担うべき協議会の庶務関係の事務（会議資料の作成や経理等の事務）が増大しています。

今後、地区協議会のさらなる活性化に向け、円滑に事務を遂行していくことが必須となることから、鶴川地区協議会規約第10条規定に基づき、事務局として専任できる職員を置くこととし、外部の団体等に委託するものとししました。

2 契約の概要

契約件名	鶴川地区協議会事務局業務委託
契約期間	2026年4月1日～2027年3月31日
履行場所	鶴川地区協議会が指定する場所
委託する業務	別紙、業務委託仕様書のとおり
契約金額	180,000円
契約代金の支払方法	契約代金は、業務完了後に一括して支払う。

3 公募の目的

契約者を決定するにあたり、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プレゼンテーション・ヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた参加者を契約候補者として特定します。

4 応募資格

参加させる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者とします。

- (1) 町田市鶴川地域に団体所在地（本店又は営業所等）があること。
- (2) 経営不振の状態にないと認められること。
- (3) 必要な許認可を有していること。

5 公募の日程・契約までの手順

<A> 質疑の提出・回答の期間 : 2026年3月4日(水)～3月19日(木)

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、電子メールに添付して「7本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。

 応募申請書の提出

提出書類の提出期日 : 2026年3月25日(水)

参加を希望する事業者は、応募申込書1部を、2026年3月25日午後5時までに、鶴川地区協議会事務局(鶴川市民センター地域活動室)に郵送、メール又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。

応募申請書は、必要事項を漏れなく記入し、代表者名義で記名押印してください。

<C> プレゼンテーション&ヒアリング

日 時	2026年3月27日(金) 12時30分から
会 場	鶴川市民センター第一会議室
内 容	始めに、提出した提案書の内容について、10分間以内で説明してください。パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。
説明員	原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。会場に入室できるのは、2名以内とします。

<D> 評価・結果通知

審査員により受託者としての適格性を評価し、最もふさわしい者を契約候補者とします。応募者全員に電子メールで「結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知します。

<E> 契約書(請書)の調印

(1) 日時 2026年3月30日(月) 午前9時00

(2) 会場 鶴川市民センター地域活動室

契約書(請書)に調印し、契約を締結します。

6 その他留意事項

- (1) 公募の費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、鶴川地区協議会が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。
- (5) 提出された書類は一切返却いたしません。

7 本案件に係る問い合わせ先

鶴川地区協議会事務局長 陶山 慎治
電 話：080-4008-6542
e-mail：suyama@yuyuen.com

<別紙資料>

- ① 業務委託仕様書
- ② 「受託候補者の応募申請書」様式
- ③ 「質疑書」様式